

道路反射鏡（カーブミラー）の設置について

1 はじめに

米子市では「米子市道路反射鏡設置基準」（以下「設置基準」という。）を運用してカーブミラーを設置しています。

カーブミラーは、見通しの悪い交差点などにおいて自動車の直接目視確認が困難な場合に、安全確認を補助して自動車同士の交通事故を防止する事を目的に設置するものであります。

ただし、カーブミラーには、ミラーに映らない死角が存在する、カーブミラーへの過信から目視による安全確認がおろそかになる場合があるといった特性があります。

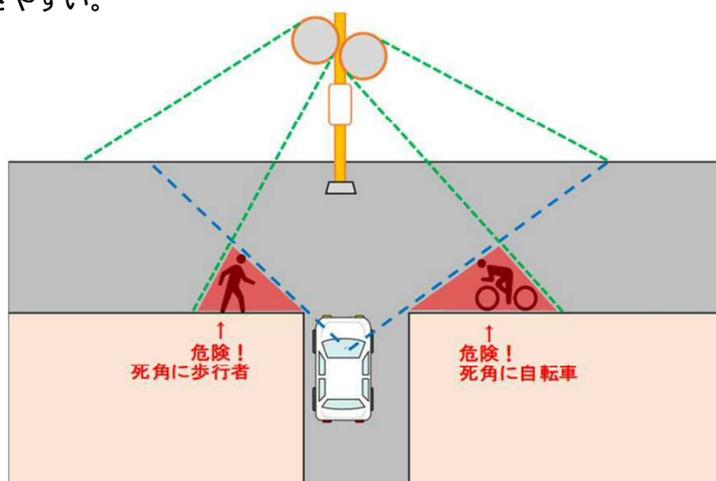
カーブミラーの設置の判断は、安全確認の補助施設である事を念頭に慎重に行っています。

2 カーブミラーの特性について

カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点やカーブにおいて、自動車同士の直接目視確認が困難な場合に事故防止を目的として安全確保を補助しますが、主に次のようなデメリットがあります。

（デメリット）

- ・カーブミラーでは見えない死角が発生する。（下図参照）
- ・カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見えるなど誤認を招きやすい。
- ・カーブミラーには実際より小さく映ることから遠くに感じ、距離感や速度感がわかりにくい。
- ・カーブミラーで接近する車が無いことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。



※死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがあります。

※カーブミラーはあくまで「安全確認の補助施設」であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則となります。

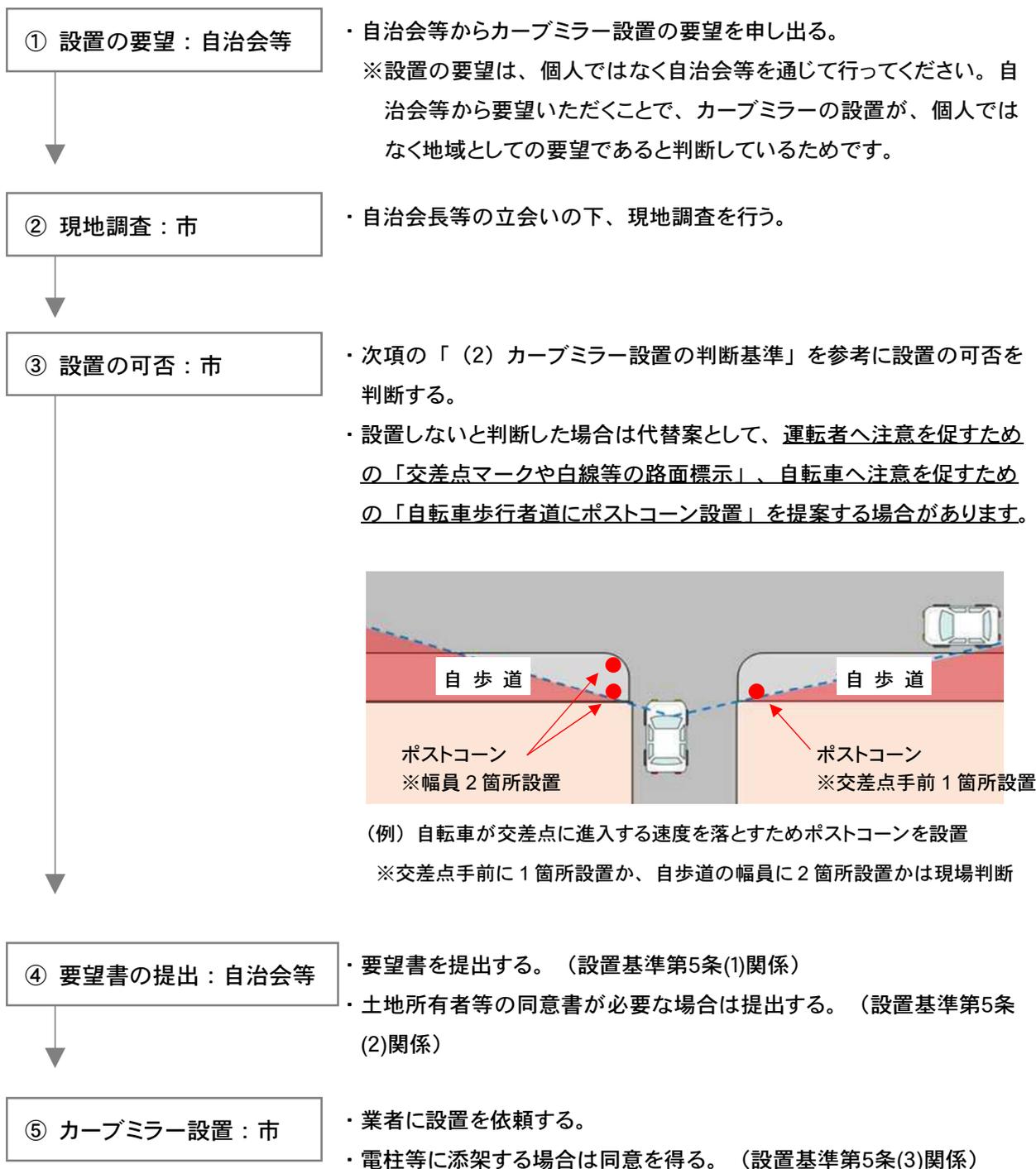
カーブミラーへの過信から、カーブミラーだけを確認して目視による安全運転を怠り、本来実施すべき一時停止や徐行をせずに交差点に進入するなど、カーブミラーの設置が交通事故を誘発したり交通ルール無視を助長してしまう可能性があるため、設置の判断は慎重に行っています。

3 カーブミラーの設置について

カーブミラーには前記のような特性があるため、カーブミラー設置の要望を受けても、現地調査の結果により要望に沿えない場合があります。

なお、設置しないと判断した場合は代替案として、運転者へ注意を促すための「交差点マークや白線等の路面標示」、自転車へ注意を促すための「自転車歩行者道にポストコーン設置」等を提案する場合があります。（路面標示等を設置することにより、運転者・自転車に対して危険な箇所であると視覚的に認識させ慎重な運転に繋げることが、事故を減らす上で重要と考えます。）

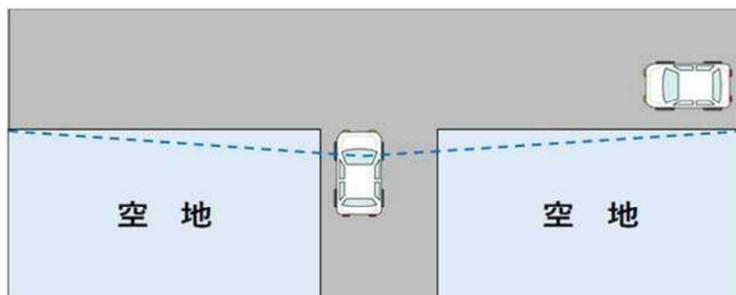
(1) カーブミラー設置の流れ



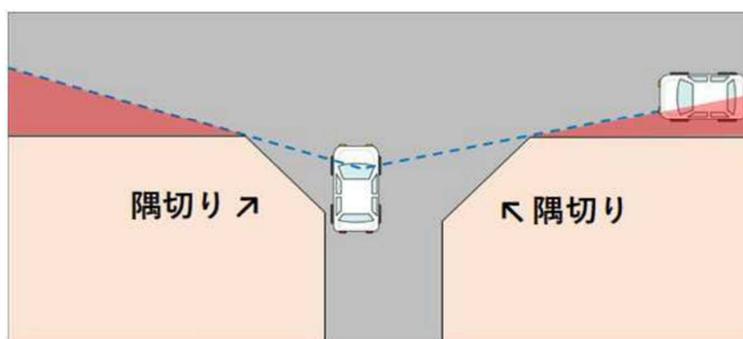
(2) カーブミラー設置の判断基準

(設置しないと判断する場合)

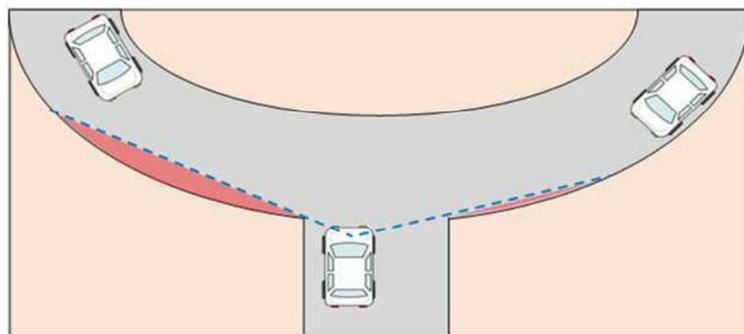
- ケース①：『空地などの土地利用形態により、見通しが確保されている。』（設置基準第5条(8)関係）
・見通しの妨げが駐車車両などの常時存在するものではない場合を含む。



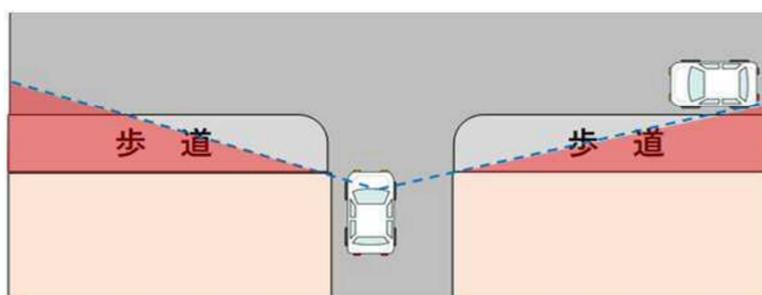
- ケース②：『隅切りが5m程度あり、見通しが確保されている。』（設置基準第5条(8)関係）



- ケース③：『外へカーブしており、見通しが確保されている。』（設置基準第5条(8)関係）



- ケース④：『歩道があり一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより、見通しが確保されている。』（設置基準第5条(8)関係）



ケース⑤：『私道と市道の交差点及び私道内である。』（設置基準第5条(6)関係）

- ・公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため設置しない。

ケース⑥：『個人宅や事務所、施設等の駐車場の出入口である。』（設置基準第5条(6)関係）

- ・公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため設置しない。

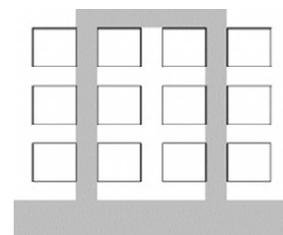
ケース⑦：『対象道路が不特定多数の者の通行に供されていない。』（設置基準第5条(6)関係）

- ・公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため設置しない。
- ・行き止まり道路のうち公共施設等不特定多数の者が利用する施設に接続している道路は除く。
- ・受益戸が多いと認められる道路は除く。

※受益戸が多いと認められる場合の判断基準は、自動車を保有している戸数が10戸程度以上（集合住宅等は1戸とみなす）を目安とする。

【不特定多数の者の通行に供されていない道路】

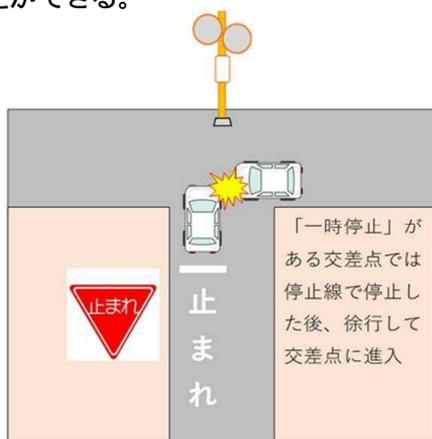
行き止まり道路のほか、右図の様な住宅地内の区画内道路のこともいう。（受益戸が多い場合を除く。）



ケース⑧：『信号機が設置されている。』（設置基準第5条(4)関係）

ケース⑨：『「止まれ」や「徐行」など道路交通法による規制がかかっている交差点である。』

- ・カーブミラーを設置することにより運転者が一時停止や徐行義務を怠り、結果として重大な事故の発生が危惧される事から、原則、設置しない。ただし、極めて見通しが悪く、次項の「（設置できると判断できる場合）」に該当する場合においては、カーブミラーを設置することができる。



ケース⑩：『主道路と従道路との区別が明確な交差点において、対象道路が主道路である。』（設置基準第5条(5)関係）

※主道路：交差点において一時停止すべきことが指定されていない道路又は優先道路

※従道路：交差点において一時停止すべきことが指定されている道路又は優先道路ではない道路

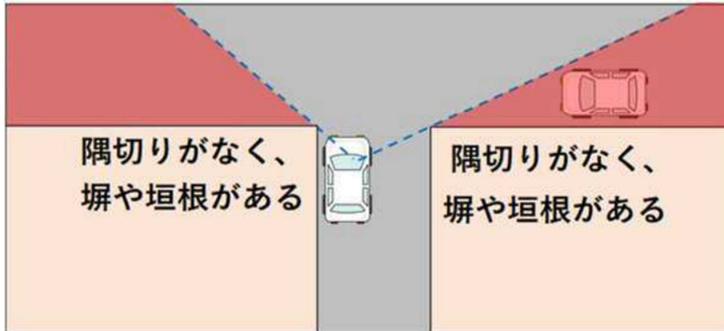
ケース①：『設置する場所がない。』（設置基準第5条(2)(3)(7)関係）

- ・土地所有者等の同意が得られない。（無償で 사용할 ことができる場合に限る）
- ・電柱などの所有者同意が得られない。
- ・設置することにより第三者に損害を与える恐れがある。（隣接地への出入りに支障など）

（設置できると判断する場合）

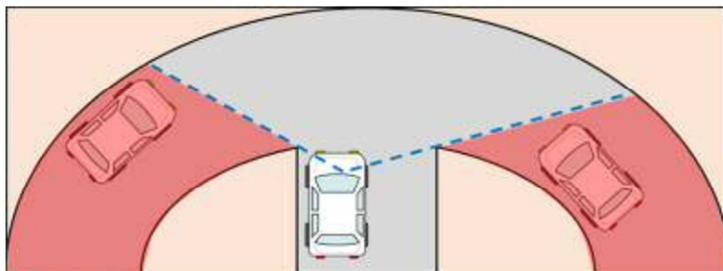
ケース①：『民地内の塀や生垣等により、見通しが確保できない。』（設置基準第5条(8)関係）

- ・見通しの妨げが、駐車車両など常時存在するものではない場合は除く。



ケース②：『内へカーブしており、見通しが確保できない。』（設置基準第5条(8)関係）

- ・5m程度の隅切りがある交差点も、見通しが確保できていない場合は該当する。



ケース③：『急カーブで、見通しが確保できない。』（設置基準第5条(8)関係）

